

## 新生活 賃貸借トラブルに注意しましょう

**【事例1】** 賃貸マンションの契約後、都合が悪くなり入居できなくなった。部屋に一度も入ることなく解約したが、支払った費用をほとんど返してもらえなかった。

**【事例2】** 賃貸アパートで喫煙していたため、退去時に壁紙の全面張替え費用を請求された。

**【アドバイス】** 新生活に向けて、賃貸住宅の契約が増える時期です。トラブルを防止するため、次のことを注意しましょう。

● **契約前**＝▷物件は必ず見に行く▷気になる箇所は写真を撮っておく▷契約書の内容（禁止事項・修繕・退去費用・特約など）をよく確認する

● **入居中**＝▷借りていることを意識して、できるだけきれいに使う▷雨漏り、トイレの水漏れなどのトラブルが発生したらすぐに貸主に連絡する

● **退去時**＝▷丁寧に掃除し、気になる箇所は写真を撮っておく▷確認作業には必ず立ち会う▷請求された費用の内訳を確認する

国土交通省のガイドラインでは、「通常の使用



では起きないような損傷があるときは、賃借人に原状回復義務がある」となっています。特にたばこのヤニや臭いは高額を請求される恐れがあるため、十分に注意してください。

**【問】**消費生活センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004)

悪質商法

多重債務

架空請求

困ったときは迷わず相談を!

柳川・みやま消費生活センター  
(柳川市役所 大和庁舎1階)

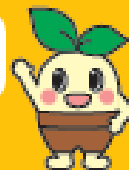
☎ 0944-76-1004



みやま消費生活センター  
こっぴー

暮らしに役立つお金の情報は…  
知るほど **検索**

このマグネットは、福岡県金融広報委員会(事務局:日本銀行福岡支店内)の協賛会で作成しています。



みやま消費生活センター  
くっぴー